

## 消費者月間事業を実施しました！



▲ 多田文明先生

### 悪質商法の現場に潜入！ 特殊詐欺があなたを狙っています

昭和43年5月に「消費者保護基本法(現・消費者基本法)」が施行されたことから、5月は「消費者月間」に定められています。ひたちなか市では、消費者月間事業として講演会、啓発パネル展示を行いました。

講演会では、詐欺・悪質商法ジャーナリストの多田文明先生をお招きし、楽しいお話を通して改めて詐欺への注意を促していただきました。

### 消費生活パネル展示

5月16日から22日までの一週間、市役所本庁舎1階市民ホールにて、啓発パネルの展示と、啓発パンフレットの配布を行いました。

また、市内消費者団体である、湊エコライフの会とひたちなか生活学校の活動紹介(パネル展示・作品紹介)もあわせて行いました。



▲ 多くの方で賑わったパネル展示

## 講座を紹介します

### ふれあい講座

#### 講座メニュー

自治会やサロン等のご依頼に応じて講師を派遣し、悪質商法の相談事例や対処法についてお話しします。

- 講話
- 寸劇
- DVD上映

※そのほか、ご希望に合わせて講座を行います。

### くらしの講座

#### 今後の予定

2022年	
8月	親子でクッキング
9月	香り楽しむ紅茶の淹れ方
10月	エシカル消費
12月	消費生活センターによる講座
2023年	
2月	シニアのためのLINE講座

※内容は変更になる可能性があります。

# くらしのかわらばん

第25号

2022.7

編集/発行

市消費生活啓発推進員  
市消費生活センター

ひたちなか市消費生活啓発推進員だより

1面：偽SMSに注意 2面・3面：改正特定商取引法 4面：消費者月間・各種講座案内

## あなたのスマホが狙われている！ ポチッとする前に

### ■相談事例

大手携帯電話会社から「お客様の携帯電話料金が未納となっております。ご確認をお願いします。」というメールが来た。驚いてメールにあったリンクをクリックし、誘導させるままサイトでクレジットカード情報や個人情報を入力したら、カードを不正利用されてしまった。



### ～トラブルにあわないために～

- ★メールやSMSが本物かどうか迷った場合には、メールやSMS内のURLは使用せず、普段使用しているブックマークやアプリからアクセスするか、公式サイト等で真偽を確認しましょう。
- ★記載されたURL・リンクにアクセスをしても、ID・パスワード等は入力しないようにしましょう。
- ★偽サイトは本物そっくりに作成しているため、本物と見分けるのは困難です。偽サイト対策には、「100%安心」といった対策を示すことは困難ですが、セキュリティ対策ソフトを最新の状態にアップデートして、「提供元不明のアプリ」のインストールを許可しないといった設定も有効です。
- ★迷惑メールが続いて煩わしい時には、迷惑メールのフィルターを利用して受信拒否を設定しましょう。



## ネット通販最後にここを見て!

### 改正特定商取引法

改正特定商取引法の施行に伴い、令和4年6月1日からは、各社カートシステムにおける「**最終確認画面**」において、顧客が「注文確定」の直前段階で右記の契約事項を簡単に最終確認できるように表示する必要があります。



**注文**



### 最終確認画面

- ① ●●コース 数量1個/月  
※ ●●コースは4カ月以上の購入が条件です
- ② 13,000円(4回受取合計金額)
- ③ 支払いの時期：  
商品到着後1週間以内  
支払い方法：★コンビニ払い  
★クレジット
- ④ 商品お届け：毎月20日
- ⑤ 申込後はお客様の都合によるキャンセル・返品はできません。
- ⑥ 申込期間：発送の10日前までに電話かメールで

注文を確定する

#### ①分量

定期購入契約の場合は各回の分量も表示

#### ②販売価格

定期購入契約の場合は、2回目以降の代金も表示

#### ③支払いの時期・方法

定期購入契約の場合は、各回の請求時期も表示

#### ④引渡・提供時期

定期購入契約の場合は、次回分の発送時期等についても表示

#### ⑤申込みの撤回、解除に関すること

返品や解約の連絡方法・連絡先、返品や解約の条件等

#### ⑥申込期間(期限のある場合)

★通信販売はクーリング・オフ制度が使えません。

商品の注文前に、定期購入が条件とないか、支払う総額がいくら、解約・返品の方法と条件をよく確認しましょう。

★販売サイトや申込みの**最終確認画面**を印刷する、スクリーンショット(画面の保存)を撮るなどして、契約内容を記録しておきましょう。

★トラブルになったり、不安になったときは、**自分で抱え込まず、早め早めの相談が大事です。**

■消費生活センターまたは、消費者ホットライン188まで相談してください。

出演：茨城県住みます芸人 オスペンギン【吉本興業(株)所属】

## 動画で笑って消費者トラブルについて学ぼう!

- Episode 1 マルチ商法
- Episode 2 定期購入のトラブル
- Episode 3 副業のトラブル



▲動画がみれます



消費生活センターオリジナルキャラクター ちゃあくん

## ひたちなか市消費生活センター

場所：ひたちなか市東石川2丁目10番1号

市役所第2分庁舎2階

平日：午前9時30分～正午、午後1時～4時30分

電話：029-273-0111(内線3233)

※土曜・日曜・祝日は(電話) **188**にお掛けください。